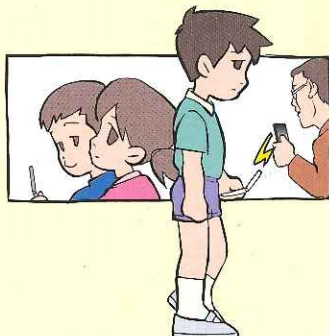


子どもをインターネットの危険から守るのは保護者の責任です

トラブルや犯罪の形態は日々変化しています。子どもを被害者にも加害者にもしないため、利用状況を適切に管理し、正しい使い方を学ばせるのは保護者の責任です。



※有害情報等へのアクセス

- ・アダルトサイト、違法情報サイト等の閲覧
- ・掲示板サイト、コミュニティサイト等が発端となった犯罪被害（性犯罪、詐欺等）
- ・架空請求サイトへの誘導

※無料通話アプリを巡るトラブル

- ・見ず知らずの者と繋がる危険性
- ・グループ内での誹謗中傷や仲間はずれ
- ・返信に追われる、返信が気になるなどの依存

※SNSの不適切な利用によるトラブル

- ・悪ふざけや迷惑行為等の発信が原因で、個人情報がネット上に拡散
- ・第三者の写真を勝手に公開するなどプライバシーの侵害

携帯電話、スマートフォンには、フィルタリングの利用を

1 フィルタリングの利用

スマートフォン、携帯電話は、性的、暴力的、または犯罪を誘発する違法情報にも容易にアクセスできるインターネット端末です。

子どもに有害情報を閲覧させないためには、フィルタリングサービスが有効です。子どもの成長や希望に応じて、サイトの閲覧やアプリのインストールを個別に許可するなどのカスタマイズも効果的です。

青少年インターネット利用環境整備法（平成20年法律第79号）では、18歳未満の青少年が使用するケータイ・スマホには、原則として「有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリング）」を利用しなければならない旨が定められています。

また、和歌山県青少年健全育成条例では、ケータイ・スマホのフィルタリング解除を希望される保護者の方に、「あらかじめ知事に意見を求めなければならない」ことを義務付けています。（手続きは裏面を参照してください。）

2 家庭内でのルールづくりを

フィルタリングで全ての有害情報を回避することはできませんので、家庭でのルールづくりが必要です。

どんな危険性があるのか家庭で話し合い、子どもの利用状況に関心を持ち、不適切な利用をしないための教育を行うとともに、定期的に確認するなど適切に管理しなければなりません。

◇◇ 知事の意見書を求める場合は、下記のいずれかの方法によりお申し出ください。◇◇

電話の場合

下記、お問い合わせ先までご連絡ください（土日、祝日除く 9:00～17:45 の間）。

FAXの場合

下記フォームに保護者のお名前、ご連絡先、フィルタリング解除理由をご記入の上、FAX 073-441-2501 まで、そのまま送信してください。

FAX 073-441-2501

フィルタリング解除にかかる知事の意見要求書

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年10月19日条例第36号）第21条の7第3項の規定により、知事の意見を求めます。

保護者のお名前	
ご連絡先(電話番号) (FAX番号)	※ 電話番号と同じであれば FAX 番号の記入の必要はありません (電話) (FAX)
フィルタリングを解除する理由 (☑を入れてください)	<input type="checkbox"/> 青少年本人が就労しており、フィルタリングを利用することで、青少年の業務に著しい支障が生じるため <input type="checkbox"/> 利用者となる青少年本人の障がい、病気により、フィルタリングを利用することで、青少年の日常生活に著しい支障が生じるため <input type="checkbox"/> 保護者が青少年のインターネット利用状況を適切に把握するなど、青少年に有害情報を閲覧させないよう管理出来るため <input type="checkbox"/> その他 ()
その他 (ご意見等)	

電子申請の場合

和歌山県電子申請システムをご利用ください。

電子申請システムはインターネットを利用して自宅から手続きを行えるシステムです。

利用される場合は、下記URLから手続きにお進みください。

和歌山県HP「和歌山県情報館」 和歌山県電子申請システム

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/sinsei/notice.html>

手続き名 ; フィルタリング解除

(お問い合わせ) 和歌山県 環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課

和歌山市小松原通1丁目1番地

電話 073-441-2502 (直通)

FAX 073-441-2501